

「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約
に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情

平成29年8月21日

幕別町議会議員 芳滝 仁 様

29.8.21

陳情者

幕別町緑町5番地150

原水爆禁止幕別協議会

代表 小林 正明

陳情の要旨

7月7日、ニューヨークの国連会議において122カ国の賛成によって法的拘束力を持つ核兵器禁止条約が採択されました。

条約は核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく明文上も違法なものとなりました。また、「ヒバクシャ」と核実験被害者の「容認しがたい苦痛と損害」を心に留め、核兵器廃絶を推進する「市民的良心の役割」の担い手として役割を明記しました。さらに条約は、開発、生産、実験、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止する一方、核兵器保有国の条約参加への規定も設け、核兵器完全廃絶への枠組みを示したものともなっています。

世界にはいまだに15000発の核兵器が存在して、人類生存への脅威となっています。核保有国とその同盟国は「核抑止論」に固執し続けていますが、核戦力の開発と近代化によって核兵器使用の危険性が高まりつつあります。条約が指摘するように「核無き世界の達成」こそが「国家的・集団的安全保障に資する最高の世界的公益」であることは言うまでもありません。

核兵器禁止条約はいわゆる核保有国とその同盟国に対して道義的、政治的に拘束するのみならず、度重なる国連安保理決議を無視し、核実験とミサイル発射の愚行を繰り返し、国際社会の脅威となっている国に対しても最大の警鐘となるでしょう。

核兵器の廃絶は、「各国の軍備から原子兵器、大量破壊兵器の一扫」を決めた国連第一号議決からも、国際紛争を解決する手段として武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、人類史上における唯一の被爆国の政府としても支持し推進すべきです。

よって、貴議会において「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」を関係機関に提出していただきたく陳情致します。

「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約
に調印することを求める意見書」案

7月7日、ニューヨークの国連会議において122カ国の賛成によって法的拘束力を持つ核兵器禁止条約が採択されました。

条約は核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく明文上も違法なものとなりました。また、「ヒバクシャ」と核実験被害者の「容認しがたい苦痛と損害」を心に留め、核兵器廃絶を推進する「市民的良心の役割」の担い手として役割を明記しました。さらに条約は、開発、生産、実験、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止する一方、核兵器保有国の条約参加への規定も設け、核兵器完全廃絶への枠組みを示したものともなっています。

世界にはいまだに15000発の核兵器が存在して、人類生存への脅威となっています。核保有国とその同盟国は「核抑止論」に固執し続けていますが、核戦力の開発と近代化によって核兵器使用の危険性が高まりつつあります。条約が指摘するように「核無き世界の達成」こそが「国家的・集団的安全保障に資する最高の世界的公益」であることは言うまでもありません。

核兵器禁止条約はいわゆる核保有国とその同盟国に対して道義的、政治的に拘束するのみならず、度重なる国連安保理決議を無視し、核実験とミサイル発射の愚行を繰り返し、国際社会の脅威となっている国に対しても最大の警鐘となるでしょう。

核兵器の廃絶は、「各国の軍備から原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号議決からも、国際紛争を解決する手段として武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、人類史上における唯一の被爆国の政府としても支持し推進すべきです。

日本政府が一刻も早く、条約に調印することを求めます。

提出先 衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣様
外務大臣 様
防衛大臣 様